

公益社団法人日本速記協会寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本速記協会（以下、「この法人」という。）が行う寄附金の募集及び受領に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金の種類)

第2条 この法人が募集及び受領できる寄附金は次の各号に定める寄附金とする。

- ① 一般寄附金 会員及び一般社会に対し随時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 特定寄附金 特定の事業を行うため、会員及び一般社会に対し用途を特定して期間を限って募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 前各号に定めるもののほか、個人又は団体から受領する寄附金

(一般寄附金の募集)

第3条 一般寄附金は随時募集することができる。

- 2 一般寄附金の募集は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用するものとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集しようとするときは、募集目標金額、募集期間、募集対象、寄附金を充てる事業等及びその他必要な事項について、理事会の議を経なければならない。

- 2 前項に規定する事項はこれを公開し、または募集対象者に交付しなければならない。

(受領書の交付)

第5条 一般寄附金及び特定寄附金を受領したときは速やかに、受領書及び礼状を送付するものとする。

(結果報告)

第6条 特定寄附金を募集したときは、募集期間終了後速やかに、寄附金総額、用途予定その他必要な事項を記載した募集結果報告書を寄附者に送付するものとする。

- 2 特定事業が終了したときまたは特定寄附金の支出が完了したときは、寄附金にかかる収支決算書または当該事業にかかる収支報告書を寄附者に送付するものとする。
- 3 前2項の報告は、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第7条 この法人は個人または法人からその申し出により寄附金を受領することができる。

- 2 前項の寄附金について寄附者から、資金の用途及び寄附金の管理運用並びにこの法人が特定の事業を行うこと又は行わないことその他の条件が付されているときは、理事会の承認を得なければならない。
- 3 寄附金の受け入れにより下記各号に定める事態が生ずる場合またはそのおそれが予見される場合は寄附金を受け入れてはならない。
 - ①寄附を行うことにより、個人または団体が特別の利益を受ける場合。
 - ②寄附者が寄附を行うことにより不当な税の軽減をきたす結果となる場合。
 - ③寄附金の受け入れに起因して、この法人に著しい資金負担が生ずる場合。
 - ④この法人の業務遂行に支障があると認められるもの。
 - ⑤寄附者が反社会的行為を行っている場合又は過去に行い、若しくは行っていると疑われる顕著な事由がある場合。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、「公益社団法人日本速記協会個人情報管理規程」に基づき適切に管理しなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成27年6月20日から施行する。